

東アジア (ASEAN諸国) における品種保護制度の最新状況

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 (JATAFF)

石川 君子

1. 東アジアにおけるUPOV加盟国

ASEAN(東南アジア諸国連合)は、1967年に設立され、現在の加盟国は10カ国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー及びカンボジア)で、人口は世界の約9%を占める。2000年以降の経済成長は目覚ましく、IMFの貿易統計によると、貿易収支は過去10年で3倍に伸びており、日本の世界貿易の約15%を占める重要な地域である。現在、2015年末に向けてASEAN共同体を創設する準備が行われているところである。ASEANは、地理的にも我が国と近く、重要な地域であるにもかかわらず、植物品種保護制度の整備は、世界的にみて遅れている。我が国の種苗産業にとっては、これから需要の伸びが期待される地域であり、知的財産権、種苗、生産物等の輸出拡大のためにも、東アジアにおける植物品種保護制度の整備が望まれる。

農林水産省は、ASEAN地域のUPOV(植物新品種保護国際同盟)加盟に向けた支援として、東アジア植物品種保護フォーラムの創設及び活動支援を行っており、筆者が所属する、(公社)農林水産・食品産業技術振興協会(JATAFF)は、平成26及び27年度と同フォーラムの事務局を務めている。同フォーラムの構成国は

ASEAN諸国プラス日本、中国及び韓国の13カ国で、主な活動としては、各国持ち回りの年次会合、各国における品種保護制度の整備状況調査、各国の要請に基づく法令相談、各国の政策決定におけるキーパーソンや利害関係者の意識啓発、審査技術に関する研修、専用Web siteによる情報の共有・発信等であり、これらの活動を、UPOV、同加盟国及び関係国際機関等と協力して実施している。

ASEAN諸国のうち、現在、UPOVに加盟しているのは、シンガポール及びベトナムの2カ国である。この地域のUPOV加盟が遅れている背景には、FAO(国際連合食糧農業機関)における遺伝資源をめぐる基本的考え方の変遷と、農民の権利をめぐるNGO、国際機関、各国政府関係者の考え方・評価の違いにより、いくつかの国で遺伝資源をめぐる農民の権利に関する条文を加えた植物品種保護法が作成されたことがある。すなわち、UPOV条約と生物多様性条約の2つの条約の国内法が1つの法律の中に混在していることから、UPOV条約との整合性がとれず、加盟できない状況にある。これらの国は、インドネシア、タイ、フィリピン及びマレーシアである。

UPOV加盟国	加盟年月日	加盟条約	対象植物の種類数
日本	1982年9月3日	1991年UPOV条約	すべての種類
中国	1999年4月23日	1978年UPOV条約	290種類
韓国	2002年1月7日	1991年UPOV条約	すべての種類
シンガポール	2004年7月30日	〃	〃
ベトナム	2006年12月24日	〃	90種類

2. 各国における植物新品種保護制度の概要

ASEAN 10カ国の植物品種保護制度の状況は、概ね以下の3グループに分けられる。

(1) すでにUPOVに加盟しており、品種保護制度の運営

が行われている国で、シンガポール及びベトナムが該当する。

①シンガポールの品種保護制度

シンガポールは、2004年にUPOVに加盟し、10年後の2014年7月からすべての植物を保護対象としているが、現在までの出願は2件（林木）にとどまっている。担当当局は、特許庁である。現在のところ、DUS試験（特性の区別性、均一性及び安定性を調査する試験）は、他国との審査協力により実施することとしているため、自国内に栽培試験農場等を持たず、海外で実施されたDUS試験レポート等に基づき審査を実施する方式をとっている。

②ベトナムの品種保護制度

ベトナムは、2006年にUPOVに加盟し、来年の2016年12月で10年を迎える。担当当局は、農業・農村開発省で、作物生産局に植物品種保護室があり、栽培試験実施機関として、国立植物品種試験センターがある。審査は、栽培試験、育成者の圃場での現地調査及び各国との審査協力により実施されており、日本と同様である。現在の保護対象植物は、90種類であるが、1991年UPOV条約の規定により、加盟10年後の来年12月には、すべての植物を保護の対象としなければならない。

2014年末までの出願件数は、560件で、内173件が海外からの出願である。イネの出願が最も多い。現在までの登録件数は、220件である。日本は、2009年から2014年まで、JICA（国際協力機構）によるプロジェクト技術協力を実施しており、農林水産省から専門家を派遣して支援してきた。このプロジェクトにより多くの人材が育成され、ベトナムは、UPOV原則に忠実に基づいた信頼性の高い栽培試験の実施が可能になった。プロジェクト終了後、ベトナムは、UPOV加盟国として積極的に他のASEAN 諸国の支援を始めており、昨年9月-10月には、イネの栽培試験に関する研修を実施し、本年11月には、トマトの栽培試験に関する研修を実施予定である。この研修に対しては、東アジア植物品種保護フォーラム及びUPOVが、各国からの研修員の招請旅費等の支援をしている。

(2)すでに植物品種保護のための国内法があり、品種保護制度が運用されているが、国内法がUPOV条約と整合していないために、UPOVへの加盟ができていない国で、インドネシア、タイ、フィリピン及びマレーシアが該当する。

①インドネシアの品種保護制度

インドネシアでは、2000年に植物品種保護法が成立し、2004年に植物品種権の付与及び保護品種の利用に

関する規則が制定されて制度の運用が開始された。農民の権利等に関する規定があり、UPOV条約との整合性はとれていない。担当当局は、農業省の植物品種保護・農業許可センターである。

すべての植物を保護の対象にしており、2015年5月には西ジャワ州のLembangにDUS（区別性、均一性及び安定性）の試験センターが設置された。2004年からの出願件数は512件で、半数が野菜である。登録件数は270件である。今のところ法律改正に関する情報は無い。

②タイの品種保護制度

タイでは1999年に、UPOV条約と生物多様性条約を受けて、植物品種保護と遺伝資源の保護を目的とした植物品種保護法が成立した。この法律は、農民の権利の他、野生植物も保護可能であるなどの規定があり、UPOV条約との整合性はとれていない。

2003年から出願を受け付け、2014年末までに1,152件の出願があり、252件が登録されている。保護の対象は62種類に限定されている。出願の内訳は、林木が49%、畑作物と野菜がそれぞれ20%弱となっている。海外からの出願は、米国からトウモロコシが60品種、日本からイネが2品種となっている。その他、本年2月に日本の国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）がタイ農業局コンケン畑作物研究センターと共同で育成したサトウキビ3品種が、新品種として登録されている。2015年度の行動計画には、法律改正の検討と関係機関の意識啓発が挙げられているが、本年、幹部の大幅な人事異動があり、しばらく時間がかかるのではないと思われる。

③フィリピンの品種保護制度

フィリピンでは2002年に、植物新品種保護、国家植物品種保護局の設置等に関する法律が施行された。この法律は、農民の権利の規定等があり、UPOV条約との整合性はとれていない。

制度の運用状況としては、2014年末までに223件の出願があり、160件が登録されている。すべての植物を保護の対象にしている。今のところ、法律改正に関する情報は無い。

④マレーシアの品種保護制度の状況

マレーシアでは2004年に植物品種保護法が成立し、2008年から運用が開始されている。生物多様性条約に基づく農民の権利等の規定が入っているため、UPOV条

約との整合性はとれていない。現在、法律改正の作業が行われており、本年12月に、UPOVの法律専門家によるコンサルタントが行われる予定であり、順調に進めば、来年にもUPOVへの加盟が期待される。

マレーシアはすべての植物を保護の対象にしており、2015年6月までに207件の出願があり、56件が登録されている。出願の50%は、海外からの出願で、全出願の57%が観賞植物であり、次いでイネ、プランテーション林木、果樹がそれぞれ9%程度となっている。キノコについても4件の出願がある。

(3) UPOV条約に沿った国内法はできているが、実際に制度を運用するための規則ができていない等のため、まだ制度の運用が行われていない国で、カンボジア、ブルネイ、ミャンマー及びラオスが該当する。

①カンボジアの品種保護制度

すでに、UPOV条約に沿った植物育成者権法が制定されているが、規則が作成されておらず、まだ制度の運営は行われていない。2016年には、出願手続き等に関する規則が制定される予定とのことである。本年12月には、UPOVの支援により意識啓発及び審査方法に関するセミナーが開催される予定である。

②ブルネイの品種保護制度

本年、植物品種保護令が施行された。ブルネイ経済開発局（BEDB）により、植物品種保護室が本年度末までに設置される予定である。植物品種保護規則の第1次案が法務省に提出されている。本年12月に、UPOVの支援による意識啓発セミナーが開催される予定である。

③ミャンマーの品種保護制度

2015年7月11日に植物品種保護法案がパブリックコメントのため公表され、その後、国会に提出された。現在、規則を作成中である。技術審査の準備として、既存品種の収集、特性分類調査、テストガイドラインの作成等を行っている。

④ラオスの品種保護制度

2011年12月に知的財産法が制定され、2012年に特許及び実用新案法の施行令が制定され、2012年12月に植物品種の管理及び利用に関する規則が制定された。これは、UPOV条約に沿った規定（植物品種著作権法）である。担当当局は科学技術省で、技術審査は農林省の農業局が実施する。現在、出願方法等に関する規則を

作成中。本年12月にUPOVの支援により、意識啓発及び審査方法に関するセミナーが開催される予定である。

3. おわりに

長い間こう着状態に陥っていると思われたASEAN諸国の植物品種保護制度が、ようやく動き出したように思われる。ベトナムの目覚ましい成果に触発されたのであろうか。

学生時代、育種の岩佐教授が、アメリカのポインセチアのカタログを見ながら、「日本には品種保護制度がないから、良い品種が入れられない。」と言われた。それから10年後、農林水産省でUPOVに加盟するための仕事をする事となった。約2年かかったが、法律の改正と条約の批准（加入）が国会で承認された時、岩佐先生にほんの少しご恩返しができたと思った。その後の種苗会社や個人育種家による品種開発は目覚ましいものがある。ASEAN諸国の農業の発展を心から祈る。